

- 金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）  
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

	改 正 後	改 正 前
	(定義)	(定義)
第一条　【略】	第一条　【同上】	第一条　【同上】
2　【略】	2　【同上】	2　【同上】
3　この告示において「指定外国清算機関」とは、次の各号に掲げる 外国清算機関をいい、「指定外国通貨」とは、当該各号に掲げる外 国清算機関の区分に応じ、当該各号に定める外国通貨をいう。 〔一・二 略〕 三　台湾新台湾ドル 〔4・5 略〕	3　この告示において「指定外国清算機関」とは、次の各号に掲げる 外国清算機関をいい、「指定外国通貨」とは、当該各号に掲げる外 国清算機関の区分に応じ、当該各号に定める外国通貨をいう。 〔一・二 同上〕 〔号を加える。〕 〔4・5 同上〕	3　この告示において「指定外国清算機関」とは、次の各号に掲げる 外国清算機関をいい、「指定外国通貨」とは、当該各号に掲げる外 国清算機関の区分に応じ、当該各号に定める外国通貨をいう。 〔一・二 同上〕 〔号を加える。〕 〔4・5 同上〕
備考　表中の「」の記載は注記である。		